

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	総合政策課	整理番号	1-4
許認可等の種類	土地の形質の変更許可			
根拠法令条例等・条項	土地収用法第28条の3第1項			
許認可等の概要	事業認定告示後の土地の形質の変更の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	起業者の同意があること、又は、起業者が同意しない場合でも、土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められること。(必要性については、事業認定を受けた事業の施行時期、当該土地の事業完成後の利用方法、当該土地の形質変更の内容、規模、期間及び当該土地の従来の利用方法等を総合的に勘案して判断すること。)			
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「申請に対する処分に係る審査基準の指針(別添2)」に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	35日			
期間の制定根拠	建築基準法の建築確認の審査期間に準拠 【参考】 建築基準法第6条第4項 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合には、…その受理した日から35日以内に、…申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。			